

令和7年度目黒区認可外保育施設指導検査実施方針

令和8年1月5日付け目子保第10195号決定

1 基本方針

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援施設等がその対象施設となるためには、市町村に対して子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受けることとなった。

一方で市町村は、必要があると認められるときは、特定子ども・子育て支援施設等に対して、法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づき調査・指導を行い、法第58条の8第1項に基づき監査を行うことができると規定された。

区では、令和7年4月策定の子ども総合計画において、「認可外保育施設の指導検査の検査は今後実地する」と計画目標を掲げ、この度、指導検査に着手することとした。

については、区は、本方針により、特定子ども・子育て支援提供者に対して、法に定める運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底するとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施する。また、適正な運営がなされていない場合は、当該基準を遵守するよう勧告・命令等を実施する。

以上のことと踏まえ、認可外保育施設の指導検査では、施設への立入調査を行い、適切な保育内容と保育環境の確保・向上を図る。

なお、確認監査に当たっては、東京都と連携し、効果的かつ効率的に実施する。また、確認監査とは別に保育士等による巡回指導・訪問等を実施し、保育施設に対して重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質のより一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 確認指導の重点項目

（1）運営管理関係

ア 職員の確保及び待遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、消火訓練、通報訓練等の安全対策を適正に実施しているか。

ウ 適正な情報提供・情報開示

- （ア）運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。

(イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか。

エ 利用者的人権の擁護、虐待の防止

(ア) 利用者的人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制を整備しているか。

(イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 適正な保育体制

(ア) 保育時間、開所・閉所時間、閉所日数が適正に設けられているか。

(イ) 保育士を適正に配置しているか。

ウ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

エ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) その他

ア 指導事項の改善状況

区及び東京都における過去の一般及び特別指導検査で文書指摘・口頭指導・助言となった項目について、改善が図られているか。

イ 関係部署等からの情報に基づく事項

巡回指導や関係部署等からの情報提供事項について、法令等に基づき不適正な状況がないか。

3 確認監査重点項目

(1) 運営関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

4 実施計画

(1) 実施形態

実地指導

ア 確認指導

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設に赴き実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 指導体制

検査員は、原則として2人以上とする。

(エ) 実施通知

目黒区認可外保育施設指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨を通知する。

ウ 確認監査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設に赴いて実施する。また、必要に応じて施設の関係者の来庁を求め、区役所内執務室等において実施することも可能とする。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 監査体制

検査員は、原則として2人以上とする。

(エ) 実施通知

目黒区認可外保育施設指導検査実施要綱に基づき、施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で実地指導を実施する旨を通知する。

ただし、実地指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

(3) 指導検査実施計画の作成時期

当該指導検査を開始するときまでに、年間の指導検査実施計画を作成する。

(4) 選定方針

ア 選定対象

令和7年4月1日時点に存する施設のうち、東京都による証明書が発行されている認可外保育施設とする。

イ 選定方法

(ア) 東京都が実施する指導検査から一定の時期を経過した施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設、又はその内容から運営状況の確認が必要な施設

(ウ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 東京都

必要に応じて、東京都が実施する指導検査と連携を図るほか、都区指導検査連絡会や指導検査ポータルサイトを通じて、指導検査にかかる情報共有を行う。

(2) 他自治体

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、確認指導の立場から連携を図る。

以

上